



第56回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成28年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始は午前9時）

開催場所 東京都台東区東上野四丁目8番1号
TIXTOWER UENO 16階
当社本店会議室

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

議決権行使書返送期限

平成28年6月28日（火曜日）
午後5時30分まで

株式会社JCU

証券コード：4975



目次

(頁)

第56回定時株主総会招集ご通知	1
-----------------------	---

〔株主総会参考書類〕

第1号議案 定款一部変更の件	3
第2号議案 取締役11名選任の件	4
第3号議案 監査役1名選任の件	11

〔提供書面〕

事業報告

1. 企業集団の現況	12
2. 会社の現況	21
3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	29
4. 会社の支配に関する基本方針	33
5. 剰余金の配当等の決定に関する方針	38

連結計算書類

連結貸借対照表	39
連結損益計算書	40
連結株主資本等変動計算書	41

計算書類

貸借対照表	42
損益計算書	43
株主資本等変動計算書	44

連結計算書類に係る会計監査報告	45
-----------------------	----

計算書類に係る会計監査報告	46
---------------------	----

監査役会の監査報告	47
-----------------	----

証券コード 4975
平成28年6月10日

株 主 各 位

東京都台東区東上野四丁目8番1号

株式会社 JCU

代表取締役会長兼CEO 小 澤 恵 二

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始は午前9時）
 2. 場 所 東京都台東区東上野四丁目8番1号
TIXTOWER UENO 16階 当社本店会議室
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第56期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第56期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役11名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.jcu-i.com/>)に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.jcu-i.com/>)に掲載させていただきます。
- 当日はクールビズにて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第32条第2項および第41条第2項の一部を変更するものであります。

なお、第32条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ています。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除等)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除等)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

第2号議案 取締役11名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役全員（10名）は任期満了となります。
また、取締役粕谷佳允氏は、平成28年2月13日に逝去されました。つきましては、取締役11名の選任（新任3名含む）をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> お 小 ざわ けい じ 小 澤 惠 二 (昭和25年10月11日生)	昭和49年4月 当社入社 平成11年4月 大阪支店長 平成14年1月 営業推進統括部長 平成16年9月 執行役員経営企画室長 平成19年6月 取締役常務執行役員管理本部長 平成20年6月 専務取締役専務執行役員管理本部長 平成21年6月 取締役副社長管理本部長 平成22年6月 代表取締役社長兼COO 平成26年6月 代表取締役副会長 平成28年2月 代表取締役会長兼CEO（現任） <重要な兼職の状況> JCU（上海）貿易有限公司董事長 JCU（THAILAND）CO., LTD. 代表取締役社長 台湾JCU股份有限公司董事長 JCU KOREA CORPORATION代表理事 JCU VIETNAM CORPORATION代表取締役社長 PT. JCU Indonesia社長 銀座鈴蘭堂化粧品股份有限公司董事長 JCU（北京）貿易有限公司董事長 櫻麓泉（上海）国際貿易有限公司董事長	21,300株
	(取締役候補者とした理由) 小澤惠二氏は、営業および管理部門の要職を歴任し、平成21年には副社長、平成22年には代表取締役社長兼COOに昇任、本年2月には急逝いたしました粕谷佳允氏の後を継いで代表取締役会長兼CEOに就任いたしました。経営者としての豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当のおよび 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">きみ づか りょう いち 君 塚 亮 一 (昭和30年8月28日生)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社</p> <p>平成12年4月 中央研究所電子薬品統括部首席研究員</p> <p>平成15年4月 中央研究所長</p> <p>平成16年9月 執行役員中央研究所長</p> <p>平成19年4月 執行役員総合研究所薬品開発研究所長</p> <p>平成20年6月 取締役常務執行役員総合研究所長</p> <p>平成22年6月 常務取締役常務執行役員総合研究所長</p> <p>平成23年6月 専務取締役専務執行役員総合研究所長</p> <p>平成26年4月 代表取締役副社長</p> <p>平成26年6月 代表取締役社長兼COO（現任）</p> <p><重要な兼職の状況></p> <p>JCU（深圳）貿易有限公司董事長</p> <p>（取締役候補者とした理由）</p> <p>君塚亮一氏は、長年にわたり当社の研究開発部門を牽引し、卓越した技術や製品の知識を有しております。平成26年より代表取締役社長兼COOに昇任し、豊富な経験と当社における経営全般の知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>	36,000株
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">こ ばやし かん じ 小 林 幹 司 (昭和32年2月22日生)</p>	<p>昭和55年4月 当社入社</p> <p>平成15年4月 営業本部本社薬品営業部長</p> <p>平成22年4月 国内営業本部副本部長</p> <p>平成22年6月 執行役員国内営業本部副本部長</p> <p>平成25年6月 取締役常務執行役員薬品事業本部副本部長</p> <p>平成26年6月 常務取締役常務執行役員薬品事業本部副本部長</p> <p>平成27年4月 常務取締役常務執行役員経営戦略室長</p> <p>平成28年4月 常務取締役常務執行役員営業本部長（現任）</p> <p>（取締役候補者とした理由）</p> <p>小林幹司氏は、当社において主に営業部門の要職を歴任し、長年にわたり営業活動を牽引してまいりました。また、取締役および執行役員を務め、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>	4,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
4	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <p style="text-align: center;">はやし しん じ 林 伸 治 (昭和33年7月30日生)</p>	<p>昭和56年4月 当社入社 平成16年8月 中央研究所電子技術統括部長 平成18年4月 中央研究所第2開発室長 平成21年4月 総合研究所新製品新市場開発部長 平成22年4月 総合研究所新事業技術統括部長 平成25年6月 取締役常務執行役員総合研究所副所長 平成26年4月 取締役常務執行役員総合研究所長 平成26年6月 常務取締役常務執行役員総合研究所長 (現任)</p>	2,300株
<p>(取締役候補者とした理由) 林伸治氏は、長年にわたり当社の研究開発部門を牽引し、卓越した技術や製品の知識を有しております。また、取締役および執行役員を務め、豊富な経験と当社における経営全般の知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
5	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <p style="text-align: center;">おお もり あき ひさ 大 森 晃 久 (昭和40年10月2日生)</p>	<p>平成2年1月 当社入社 平成22年4月 大阪支店長 平成24年6月 経営戦略室長 平成26年4月 常務執行役員経営戦略室長 平成26年6月 取締役常務執行役員経営戦略室長 平成27年4月 取締役常務執行役員 (現任)</p> <p><重要な兼職の状況> JCU INTERNATIONAL, INC. 社長</p>	1,200株
<p>(取締役候補者とした理由) 大森晃久氏は、当社において主に営業部門の要職を歴任し、現在はJCU INTERNATIONAL, INC. 社長を務めております。豊富な営業経験と当社における経営全般の知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	<div style="text-align: center;">再任</div> あらた新 たか隆 のり徳 (昭和42年5月13日生)	平成18年9月 当社入社 平成21年6月 管理本部経理部長 平成26年4月 常務執行役員管理本部長 平成26年6月 取締役常務執行役員管理本部長 平成27年4月 取締役常務執行役員薬品事業本部副本部長(現任) 平成28年4月 取締役常務執行役員営業本部副本部長(現任)	600株
	(取締役候補者とした理由) 新隆徳氏は、当社において経理部長、管理本部長を歴任し管理部門業務に精通しております。また、国際経験も豊富なことから現在は営業本部において海外事業の統括を担当しております。経営全般に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。		
7	<div style="text-align: center;">新任</div> きむらまさし 木村昌志 (昭和33年2月9日生)	昭和55年3月 株式会社荏原電産入社 平成16年4月 同社プリント回路薬品事業部長 平成22年4月 当社入社 DENSAN統括部長 平成22年8月 JCU(THAILAND)CO.,LTD. 副社長 平成25年6月 執行役員 平成28年4月 執行役員経営戦略室長(現任)	300株
	(取締役候補者とした理由) 木村昌志氏は、株式会社荏原電産においてプリント回路薬品事業部長等の要職を歴任し、平成22年の当社による一部事業譲受に伴い入社いたしました。当社においては、JCU(THAILAND)CO.,LTD. 副社長を務め、豊富な経験と経営全般に関する知見を有していることから、新たに取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> まつ もと じゅん いち 松 本 順 一 (昭和35年10月30日生)	平成元年9月 当社入社 平成19年4月 戦略マーケティング部長 平成23年4月 海外事業本部海外事業企画部長 平成24年6月 薬品事業本部海外事業推進部長 平成26年4月 執行役員生産本部長 (現任)	5,600株
	(取締役候補者とした理由) 松本順一氏は、主に営業およびマーケティング部門を牽引し、平成26年には生産本部長として執行役員に就任いたしました。生産部門の責任者として当社の経営に関与することが相応しいことから、新たに取締役候補者といたしました。		
9	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> たに の るい 谷 野 塁 (昭和32年10月2日生)	昭和57年4月 富士機工電子株式会社入社 平成11年6月 同社業務執行役員基板営業本部長 平成21年1月 当社入社 新事業推進統括部長 平成22年3月 新事業営業推進部長 平成24年6月 新規事業本部副本部長 平成26年4月 執行役員新規事業本部副本部長 平成28年4月 執行役員営業本部副本部長 (現任)	1,800株
	(取締役候補者とした理由) 谷野塁氏は、新規事業セグメントの事業活動において中心的な役割を果たし、当社の経営多角化に貢献してまいりました。平成26年には執行役員に就任し、新規事業における責任者として豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、新たに取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
10	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">なわ ふね ひで み 縄 舟 秀 美 (昭和23年1月4日生)</p>	<p>昭和56年3月 工学博士 (大阪府立大学) 平成9年4月 甲南大学理学部教授 平成21年4月 同大学フロンティアサイエンス学部教授に移籍 平成26年3月 同大学退職 平成26年4月 同大学名誉教授 (現任) 平成26年6月 当社取締役 (現任)</p> <p><重要な兼職の状況> 電気鍍金研究会名誉会長 大阪府鍍金工業組合顧問</p>	200株
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>縄舟秀美氏は、化学に関する知識、法令、特許等の専門知識を有しており、当社の社外取締役としても取締役会の適正な意思決定の確保に多大な貢献をされております。直接会社経営に関与された経験はありませんが、これまでの経験や知見および職務実績も踏まえ、引き続き社外取締役候補者として適任であると判断しております。</p>			
11	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">たか なか まさ ひこ 高 中 正 彦 (昭和26年8月6日生)</p>	<p>昭和51年10月 司法試験合格 昭和54年4月 弁護士登録 (現任) 平成17年6月 当社監査役 平成26年4月 東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長 平成27年6月 当社取締役 (現任)</p> <p><重要な兼職の状況> 高中法律事務所所長 T&Dアセットマネジメント株式会社社外監査役</p>	—
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>高中正彦氏は、弁護士として企業法務に精通し、「法規制」に関する高い専門性や知見を有しており、当社の社外取締役としても取締役会の適正な意思決定の確保に多大な貢献をされております。直接会社経営に関与された経験はありませんが、これまでの経験や知見および職務実績も踏まえ、引き続き社外取締役候補者として適任であると判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 縄舟秀美氏および高中正彦氏は、社外取締役候補者であります。両氏は現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、縄舟秀美氏が2年、高中正彦氏が1年であります。なお、高中正彦氏は平成17年6月から平成26年6月まで当社の社

外監査役でありました。

3. 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めており、現に当社は、縄舟秀美氏および高中正彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
これにより、社外取締役候補者である両氏が再任された場合には当社との間で引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、縄舟秀美氏および高中正彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役大野寛二氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> なか ざわ たか し 中 澤 隆 司 (昭和26年2月8日生)	昭和49年4月 当社入社 平成11年4月 名古屋支店長 平成15年4月 営業本部副本部長 平成16年9月 執行役員営業本部副本部長 平成19年6月 取締役執行役員薬品営業本部長 平成20年6月 取締役常務執行役員薬品営業本部長 平成22年6月 常務取締役常務執行役員国内営業本部長 平成24年6月 常務取締役常務執行役員調達本部長 平成26年6月 当社顧問(現任)	14,050株
(監査役候補者とした理由) 中澤隆司氏は、当社において名古屋支店長、薬品営業本部長、調達本部長を歴任し、豊富な業務経験および経営全般に関する知見を有しております。平成26年より当社顧問に退いた後も、BCP(事業継続計画)の策定においてリーダーシップを発揮し、監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため、新たに監査役候補者といたしました。		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 中澤隆司氏が監査役に選任された場合、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

以上

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、中東地域の混乱、原油価格の低下等による景気の下押し要因があったものの、米国および欧州の景気が個人消費の持ち直し等により緩やかに回復しました。一方、中国景気は財政出動による下支えがありましたが、民間投資の増勢鈍化の影響により減速しました。また、日本経済におきましては、中国を中心とした新興国や資源国の景気減速の影響により、景気の本格回復に至りませんでした。

このような状況のもと、当社グループの業績は、海外における薬品の販売が堅調に推移したことにより、売上高は198億18百万円（前連結会計年度比0.1%増）となりました。この結果、営業利益は49億6百万円（同6.5%増）、経常利益は49億26百万円（同1.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は34億10百万円（同6.4%増）とそれぞれ前期を上回りました。

事業別の状況は次のとおりであります。

[薬品事業]

薬品事業におきましては、中国、台湾、韓国におけるプリント配線板用めっき薬品の販売が堅調に推移しました。また、中国では、自動車用めっき薬品の販売も順調に推移しました。この結果、売上高は170億98百万円（同6.5%増）、セグメント利益は、63億3百万円（同6.9%増）と前期を上回りました。

[装置事業]

装置事業におきましては、設備投資が抑制された影響で、売上高は20億17百万円（同20.3%減）となりました。一方、セグメント利益は、利益率の改善により、1億30百万円（同0.8%増）となりました。

[新規事業]

新規事業におきましては、大型の太陽光発電設備案件が翌期へ延期となった影響もあり、売上高は7億3百万円（同42.3%減）となりました。セグメント損失は、販売費および一般管理費が増加した結果、5億55百万円（前連結会計年度はセグメント損失4億16百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は622,862千円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度に取得した主な設備

[薬品事業]

JCU INTERNATIONAL, INC. 研究開発用施設等 148,441千円

当社 総合研究所 研究開発用実験設備、測定機器購入 74,386千円

当社 新潟工場 生産設備改修 66,826千円

当社 総合研究所、大阪支店、新潟工場 内装および外装改修 13,767千円

[新規事業]

JCU (THAILAND) CO., LTD. めっき用治具製造設備 36,433千円

[全社（共通）]

当社 会計システム 16,700千円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 53 期 (平成25年 3 月期)	第 54 期 (平成26年 3 月期)	第 55 期 (平成27年 3 月期)	第 56 期 (当連結会計年度) (平成28年 3 月期)
売 上 高 (千円)	14,581,371	16,467,379	19,803,036	19,818,840
経 常 利 益 (千円)	1,902,584	2,964,319	4,834,205	4,926,381
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,080,867	1,763,868	3,204,781	3,410,844
1 株当たり当期純利益 (円)	306.43	250.04	454.30	483.51
総 資 産 (千円)	15,396,688	17,133,925	21,616,245	22,208,207
純 資 産 (千円)	7,699,984	10,004,253	13,633,057	15,704,507
1 株当たり純資産額 (円)	2,177.55	1,414.91	1,920.15	2,214.98

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年 9 月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については、自己株式を除いております。
3. 平成26年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 53 期 (平成25年 3 月期)	第 54 期 (平成26年 3 月期)	第 55 期 (平成27年 3 月期)	第 56 期 (当事業年度) (平成28年 3 月期)
売 上 高 (千円)	11,222,963	11,247,760	12,929,019	11,562,595
経 常 利 益 (千円)	1,549,175	2,526,020	3,568,061	2,824,125
当 期 純 利 益 (千円)	950,862	1,767,507	2,618,228	2,178,001
1 株当たり当期純利益 (円)	269.57	250.55	371.15	308.75
総 資 産 (千円)	13,359,928	13,692,152	16,805,120	16,788,440
純 資 産 (千円)	6,711,753	8,227,610	10,520,937	11,787,330
1 株当たり純資産額 (円)	1,902.82	1,166.32	1,491.41	1,670.93

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については、自己株式を除いております。
2. 平成26年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
JCU(上海)貿易有限公司	2,700 千米ドル	100.0%	表面処理用薬品・装置の販売
JCU (THAILAND) CO., LTD.	105,000 千タイバート	100.0%	表面処理用薬品・装置の製造販売
台湾JCU股份有限公司	56,000 千台湾ドル	100.0%	表面処理用薬品・装置の製造販売
JCU KOREA CORPORATION	6,303,600 千ウォン	100.0%	表面処理用薬品・装置の製造販売
JCU VIETNAM CORPORATION	3,900 千米ドル	100.0%	表面処理用薬品・装置の製造販売
JCU(深圳)貿易有限公司	1,333 千米ドル	100.0% (25.0%)	表面処理用薬品・装置の販売
銀座鈴蘭堂化粧品股份有限公司	71,000 千台湾ドル	91.6% (43.7%)	化粧品の販売
PT. JCU Indonesia	1,200 千米ドル	100.0% (5.0%)	表面処理用薬品・装置の販売
JCU科技(深圳)有限公司	25,000 千人民元	100.0%	スパッタリング装置によるカラーリング加工請負
JCU(北京)貿易有限公司	1,000 千人民元	51.0%	表面処理用薬品の原材料の調達および表面処理用薬品・装置の販売
JCU AMERICA, S. A. DE C. V.	13,352 千メキシコペソ	58.2%	表面処理用薬品・装置の製造販売
JCU INTERNATIONAL, INC.	5,000 千米ドル	100.0%	表面処理用薬品・装置の開発製造販売
JCU CHEMICALS INDIA PVT. LTD.	10,000 千インドルピー	100.0% (0.0%)	表面処理用薬品・装置の製造販売
櫻麓泉(上海)国際貿易有限公司	1,700 千人民元	100.0%	飲料水の販売

(注) 1. 櫻麓泉(上海)国際貿易有限公司は、平成27年7月に設立いたしました。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

3. 当社の出資比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

なお、上記②に記載した重要な子会社を含め連結子会社は15社であります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、スマートフォンの成熟化に伴い、中国・台湾・韓国においては、当社の主要市場の一つであるプリント基板市場の伸びが鈍化してきています。それに伴い、当社の主力製品であるスマートフォン用プリント配線板向け薬品の販売の伸びも鈍化するものと予想されます。一方、自動車向け薬品については、引き続き堅調に推移するものと予想されます。

このような状況下において、当社グループといたしましては、既存シェアの保持および拡大のためには、コストダウンや高性能薬品の開発等、顧客ニーズに適合した新製品の市場投入を図ります。

このための対処すべき課題は次のとおりであります。

① 営業に関する事項

近年、海外において、プリント配線板向け薬品および自動車向け薬品等の拡販を進めてきました。それに伴い、新規顧客への技術対応およびアフターサービス体制等、現地からの技術支援の要望が高くなっており、これらに適切に対処することが海外での拡販において重要な鍵となります。このため、今後も引き続き、営業および技術サービスの人材を海外子会社へ積極的に出向させ、顧客のフォロー体制を強化していきます。

また、今後成長が予想されるフレキシブル回路基板（FPC）市場向けに開発した薬品および装置の市場定着を図り、今まで当社グループが参入していなかった市場においても拡販を図ります。

② 研究開発に関する事項

表面処理用薬品の主要市場の1つであるプリント配線板業界は、技術革新のテンポが非常に速いため、常に顧客の次世代技術の動向を注視し、市場の要求に応えた製品が提供できるよう開発に取り組んでいかねばなりません。そのため、海外顧客のニーズを的確に捉え、今まで以上に開発スピードを高めることが重要となります。

このため、当社総合研究所への情報のフィードバックの徹底や、海外子会社と連携した現地密着型の開発を推進してまいります。

③ 生産および供給体制に関する事項

これまで中国、台湾、韓国、タイ、ベトナム、メキシコにおいて、輸送コストおよび生産コストの削減、為替リスクヘッジ等を目的として海外現地生産化の推進を行ってまいりました。また、新潟工場における災害被災リスクの低減および分散も目的に、今後も現地生産化を推進する計画であります。それに伴って、各国における法規制の遵守、機密情報の漏洩防止、品質の安定および向上が重要な課題となります。

④ 新規事業に関する事項

当社グループは、近年プラズマ技術を利用したプリント配線板洗浄装置、太陽光発電等の環境関連装置、新機能コーティング材、スパッタによるカラーリング加工、貴金属めっき薬品、飲料水等の分野に進出し、経営の多角化を図っておりますが、当連結会計年度までにおいては、依然としてセグメント損失を計上する結果に陥っております。この新規事業におけるセグメント利益の早期黒字化が重要課題であります。これらに対処するため、今後は化粧品事業を縮小するなど事業の選別を行いながら、営業面、技術面の強化を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援を賜りたくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事業	内容
薬品事業	国内・海外市場における表面処理薬品および関連資材の製造・販売
装置事業	国内・海外市場における表面処理装置等の製造・販売
新規事業	国内・海外市場におけるプラズマ技術を利用したプリント配線板洗浄装置、太陽光発電装置、貴金属めっき薬品、新機能コーティング材、飲料水等の製造・販売、太陽光発電による売電、スパッタリング装置によるカラーリング加工等

(6) 主要な営業所および工場 (平成28年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社	東京都台東区
工 場	新潟県上越市
研 究 所	神奈川県川崎市
支 店	大阪支店：大阪府東大阪市、名古屋支店：名古屋市北区
営 業 所	九州営業所：福岡市博多区

② 子会社

J C U (上 海) 貿 易 有 限 公 司	中国 上海市
J C U (T H A I L A N D) C O . , L T D .	タイ チョンブリ県
台 湾 J C U 股 份 有 限 公 司	台湾 台北市
J C U K O R E A C O R P O R A T I O N	韓国 京畿道安養市
J C U V I E T N A M C O R P O R A T I O N	ベトナム ハナム市
J C U (深 圳) 貿 易 有 限 公 司	中国 深圳市
P T . J C U I n d o n e s i a	インドネシア プカシ市
J C U 科 技 (深 圳) 有 限 公 司	中国 深圳市
J C U (北 京) 貿 易 有 限 公 司	中国 北京市
J C U A M E R I C A , S . A . D E C . V .	メキシコ ハリスコ州
J C U I N T E R N A T I O N A L , I N C .	アメリカ ミシガン州
J C U C H E M I C A L S I N D I A P V T . L T D .	インド ムンバイ市
櫻 麓 泉 (上 海) 国 際 貿 易 有 限 公 司	中国 上海市

(7) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
薬品事業	429名（7名）	30名増（3名増）
装置事業	19名（0名）	1名減（0名）
新規事業	41名（2名）	2名減（0名）
全社（共通）	39名（2名）	3名減（2名増）
合計	528名（11名）	24名増（5名増）

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
258名（11名）	6名増（5名増）	42.8歳	12.4年

事業区分	従業員数	前事業年度末比増減
薬品事業	171名（7名）	10名増（3名増）
装置事業	19名（0名）	1名減（0名）
新規事業	29名（2名）	0名（0名）
全社（共通）	39名（2名）	3名減（2名増）

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	337,050千円
株式会社三井住友銀行	220,846千円
株式会社りそな銀行	210,000千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	119,200千円

(注) 平成28年3月31日現在の借入額上位4行の金融機関を記載しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 19,392,000株
- ② 発行済株式の総数 7,054,800株
- ③ 株主数 6,434名
(前事業年度末比 1,388名増)
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	287,000株	4.06%
日本パーカライジング株式会社	227,000	3.21
日本高純度化学株式会社	220,000	3.11
粕谷佳允	207,600	2.94
荻原実業株式会社	200,000	2.83
株式会社スイレイ	200,000	2.83
日本化学産業株式会社	186,000	2.63
JP MORGAN CHASE BANK 380634	184,800	2.61
神谷理研株式会社	160,000	2.26
栄電子工業株式会社	160,000	2.26

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（466株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	お 小 ざわ けい じ 小 澤 恵 二	JCU（上海）貿易有限公司董事長 JCU（THAILAND）CO., LTD. 代表取締役社長 台湾JCU股分有限公司董事長 JCU KOREA CORPORATION代表理事 JCU VIETNAM CORPORATION代表取締役社長 PT. JCU Indonesia社長 銀座鈴蘭堂化粧品股份有限公司董事長 JCU（北京）貿易有限公司董事長 櫻麓泉（上海）国際貿易有限公司董事長
代表取締役社長兼COO	きみ づか りょう いち 君 塚 亮 一	JCU（深圳）貿易有限公司董事長
専務取締役役員	なか むら けん じ 中 村 憲 二	薬品事業本部長
常務取締役役員	き むら たか お 木 村 隆 男	新規事業本部長
常務取締役役員	こ ばやし かん じ 小 林 幹 司	経営戦略室長
常務取締役役員	はやし しん じ 林 伸 治	総合研究所長
取常務取締役役員	おお もり あき ひさ 大 森 晃 久	JCU INTERNATIONAL, INC. 社長
取常務取締役役員	あらた たか のり 新 隆 徳	薬品事業本部副本部長
取 締 役	なわ ふね ひで み 縄 舟 秀 美	電気鍍金研究会名誉会長 大阪府鍍金工業組合顧問
取 締 役	たか なか まさ ひこ 高 中 正 彦	高中法律事務所所長 T&Dアセットマネジメント株式会社社外監査役
監 査 役（常 勤）	おお の かん じ 大 野 寛 二	
監 査 役	ばん みね お 伴 峰 夫	
監 査 役	たか い おさむ 高 井 治	関東学院大学材料・表面工学研究所副所長 関東学院大学工学部教授 日本ピストンリング株式会社社外監査役
監 査 役	いち かわ みつる 市 川 充	リソルテ総合法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役縄舟秀美氏および取締役高中正彦氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役伴 峰夫氏、監査役高井 治氏および監査役市川 充氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役伴 峰夫氏は、永年の金融機関における業務経験および経営に関与された経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 高中正彦氏は、平成27年6月26日新たに取締役に就任いたしました。
 また当事業年度中に以下の取締役の退任がありました。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
かす や よし まさ 粕 谷 佳 允	平成28年2月13日	逝去	代表取締役会長兼CEO JCU（上海）貿易有限公司董事長 JCU（THAILAND）CO., LTD. 代表取締役社長 台湾JCU股分有限公司董事長 JCU KOREA CORPORATION代表理事 JCU VIETNAM CORPORATION代表取締役社長 銀座鈴蘭堂化粧品股份有限公司董事長 JCU（北京）貿易有限公司董事長 櫻麓泉（上海）国際貿易有限公司董事長

5. 取締役縄舟秀美氏、高中正彦氏および監査役市川 充氏は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 6. 取締役を兼務していない執行役員の地位、氏名および担当は次のとおりであります。
- | | | |
|------|--------|----------------------------|
| 執行役員 | 山本 観一朗 | 薬品事業本部薬品調達部長 |
| 執行役員 | 永井 正雄 | 装置事業本部長 |
| 執行役員 | 木村 昌志 | JCU（THAILAND）CO., LTD. 副社長 |
| 執行役員 | 松本 順一 | 生産本部長 |
| 執行役員 | 萩原 秀樹 | 総合研究所副所長 |
| 執行役員 | 萩谷 野墨 | 新規事業本部副本部長 |
| 執行役員 | 粕谷 多聞 | 管理本部長 |
| 執行役員 | 鈴木 智雄 | 薬品事業本部副本部長 |
| 執行役員 | 林 英彦 | 管理本部副本部長 |

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額
イ. 取締役および監査役の当期に係る報酬の総額

	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	弔慰金	
取締役	422,590	366,550	—	47,040	9,000	11
うち社外取締役	8,250	8,250	—	—	—	2
監査役	30,600	30,600	—	—	—	4
うち社外監査役	12,600	12,600	—	—	—	3
合計	453,190	397,150	—	47,040	9,000	15

- (注) 1. 上記には、当期中に退任した取締役1名が含まれております。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、上記のほか使用人兼務取締役の使用人分給与として取締役2名に対し総額26,400千円が支払われております。
 3. 取締役に対する退職慰労金47,040千円は、平成18年6月29日開催の第46回定時株主総会において決議いただいた退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額を、退任した取締役に支払ったものであります。
 4. 取締役に対する弔慰金9,000千円は、逝去により退任した取締役1名に「役員弔慰金規程」および取締役会決議に基づき支払ったものであります。

ロ. 報酬等の総額が1億円以上である取締役の当期に係る報酬等の種類別の額

	報酬等の種類別の額 (千円)				合計 (千円)
	基本報酬	賞与	退職慰労金	弔慰金	
代表取締役会長兼CEO 粕谷佳允	133,000	—	47,040	9,000	189,040

ハ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、取締役会規程に基づき経営内容、業績の達成度、個人ごとの業績、役位、責任の実体、従業員給与とのバランス、賞与、退職慰労金相当額等を考慮して行うことを基本方針としており、この方針は取締役会の決議および監査役の協議によって定めております。

上記の方針に基づき、個々の取締役の報酬額につきましては、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内において取締役会にて決議しております。また、個々の監査役の報酬額につきましては、株主総会で承認された監査役の報酬総額の範囲内において監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は、平成26年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額500,000千円以内(うち社外取締役分40,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第46回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役縄舟秀美氏は、電気鍍金研究会名誉会長および大阪府鍍金工業組合顧問であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役高中正彦氏は、高中法律事務所所長であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役高井 治氏は、関東学院大学材料・表面工学研究所副所長および関東学院大学工学部教授であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役市川 充氏は、リソルテ総合法律事務所パートナー弁護士であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役高中正彦氏は、T&Dアセットマネジメント株式会社社外監査役であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役高井 治氏は、日本ピストンリング株式会社社外監査役であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
取締役	なわ ふう ひで み 縄 舟 秀 美	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。取締役会において、学識経験者として議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	たか なか まさ ひこ 高 中 正 彦	就任後開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会において、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	ばん みね お 伴 峰 夫	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。取締役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において、監査役会の活動方針についての提言や監査結果について、経営経験者として発言を行っております。
監査役	たか い おさむ 高 井 治	当事業年度に開催された取締役会17回のうち14回に出席し、監査役会17回のうち15回に出席いたしました。取締役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において、監査役会の活動方針についての提言や監査結果について、学識経験者として発言を行っております。
監査役	いち かわ みつる 市 川 充	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。取締役会および監査役会において、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が2回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 名	称	新日本有限責任監査法人	
② 報酬等の額			
	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等		28,500千円
	当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭		28,500千円
	その他の財産上の利益の合計額		

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の前期監査実績の分析・評価を行うとともに、今期の監査方針および計画の評価を行った結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、JCU(上海)貿易有限公司、JCU (THAILAND) CO., LTD.、台湾JCU股份有限公司、JCU KOREA CORPORATION、JCU VIETNAM CORPORATION、JCU(深圳)貿易有限公司、銀座鈴蘭堂化粧品股份有限公司、PT. JCU Indonesia、JCU科技(深圳)有限公司、JCU(北京)貿易有限公司、JCU AMERICA, S. A. DE C. V. は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難である場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

イ. 処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ. 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

ハ. 処分理由

- 社員の過失による虚偽証明
- 監査法人の運営が著しく不当

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会における決議の内容は以下のとおりであります。(最終改訂 平成27年4月24日)

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、「企業理念と企業行動基準」を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
 - ロ. コンプライアンス全体に関する総括責任者として管理部門担当執行役員を任命し、法務部およびコンプライアンス部がコンプライアンス体制の推進および問題点の把握に努める。
 - ハ. 事業活動または取締役および従業員等に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに相談・通報する窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を整備する。
 - ニ. コンプライアンス部は、コンプライアンスの状況を監査する。
 - ホ. 社会秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、所轄官庁および関連団体と協力し毅然とした態度をもってその排除に努める。また、不当要求が発生した場合の対応統括部署は総務部とし、警察、弁護士等とも連携して対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存および管理する。
 - ロ. 取締役または監査役からの閲覧の要請があった場合、速やかに、本社において閲覧が可能となる場所に保管する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理に関する総括責任者として管理部門担当執行役員を任命し、各部門担当取締役とともに、リスク管理体制の整備に努める。
 - ロ. 事業に関するコンプライアンスおよび各種リスクに対し、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
 - ハ. コンプライアンス部は、リスクの管理状況を監査する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、

- 取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況の監督等を行う。
- ロ. 環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定する。
 - ハ. 取締役の職務権限と担当業務を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
- ⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社の「企業理念と企業行動基準」に基づき、当社子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行う。
 - ロ. 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から適宜報告等を受け、また子会社業務が効率的に行われるよう適切な管理を行う。
 - ハ. コンプライアンス部は、「内部監査規程」に基づき、子会社のリスク管理の状況等子会社に対する内部監査を行う。
- ⑥ 監査役を補助する使用人の体制およびその補助する使用人の独立性の確保ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保
- イ. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを要請したときは、取締役会は監査役と協議のうえ、職務を補助する使用人を置くとともに必要な協力を行う。
 - ロ. 監査役を補助する使用人はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととする。
 - ハ. 当該使用人の人事評価は監査役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得る。
- ⑦ 当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制ならびに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社および子会社の取締役および使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項および違法行為や不正行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、「内部通報管理規程」に基づく方法等により、当社の監査役に報告する。
 - ロ. 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な報告を受ける体制をとる。
 - ハ. 当社および子会社は、監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るための定期的な会合を行う。
 - ロ. コンプライアンス部は、内部監査の状況報告を、監査役に対しても、定期的および必要に応じて行い、相互の連携を図る。

- ハ. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ニ. 監査役は、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。
- ⑨ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- イ. 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に適正に対応するため、総括責任者として管理部門担当執行役員を任命し、コンプライアンス部が当社グループの内部統制体制を強化する。
- ロ. 構築された内部統制体制の適切な運用により、有効かつ正当な評価を受けうる財務報告を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み等

当社は、従前より、当社および子会社の行動規範として、「企業理念と企業行動基準」を定め、取締役および使用人が社会秩序や行動規範を尊重し良識ある企業行動により、社会的責任や企業使命を果たすことを広く浸透させています。

代表取締役会長兼CEOを総括責任者としたコンプライアンス委員会が設置され、必要に応じて運用できる体制を取っており、法務部およびコンプライアンス部は、コンプライアンス委員会の事務局を務めコンプライアンス体制の推進および問題点の把握に努めております。

加えて、コンプライアンス部は、内部統制の基本方針に従って、企業グループの内部統制の整備および運用状況の確認を行いました。

② リスク管理に関する取り組み等

経営目標の達成と事業活動に重大な影響をおよぼすリスクを把握し、リスク低減策を策定、万一リスクが顕在化した場合の被害・損害を出来る限り小さくするために必要な備えと訓練を実施しています。

当期はさらにリスクへの対応力を高めるために、先ず、親会社における新たなリスクについての調査を実施、その結果を受け、重要な海外子会社におけるリスク調査をリスク管理委員会にて決議し、実施しました。

③ 子会社管理に関する取り組み等

当社は、従前より、当社同样子会社の行動規範として、「企業理念と企業行動基準」

を定め、コンプライアンスを推進しています。

加えて、コンプライアンス部は、期首に策定した内部監査年間実施予定表に基づき、重要な子会社における監査テーマを決め、内部監査を実施しました。

④ 取締役会による監督に関する取り組み等

当社の取締役会は、社外取締役2名を加えた取締役10名（平成28年2月13日の1名退任までは11名）の体制にて、定例取締役会および臨時取締役会を開催し、法令または定款その他社内規程に定められた事項を決議するとともに、取締役の職務執行等に関する法令および定款等への適合性、ならびに合理的な経営判断に基づく業務執行の妥当性について監督を行いました。

経営会議においては、上記の取締役に加え、執行役員も出席し、経営全般に関する事項の討議および決定を行いました。

⑤ 監査役監査に関する取り組み等

監査役は、取締役会、経営会議、リスク管理委員会およびその関連の委員会などへの重要会議への出席、工場・研究所などへの往査、重要な事業部門に対するヒアリング、重要な海外子会社調査、取締役との意見交換などを行いました。

会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正を監視しながら、監査計画報告（年次）および会計監査結果報告（四半期レビュー・期末決算毎）の受領ならびに情報交換・意見交換を行うほか、会計監査人の選定に関わる協議も実施しました。

また、コンプライアンス部をはじめとする内部監査部門とは、定期的および必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図りました。

4. 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容は下記のとおりです。

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているものであり、当社株式の大規模な買付行為や買付提案であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模な買付行為や買付提案に応じるか否かの最終判断は、株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大規模買付提案の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、より多くの投資家の皆様に末永く継続して投資いただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みとして、下記①の経営理念を掲げ、下記②の中期経営計画を実践しております。また、これらと並行して、下記③のとおり、コーポレート・ガバナンスの強化、充実に取り組んでおります。

① 経営理念

当社は、昭和43年の設立以来、表面処理総合メーカーのリーディングカンパニーを目指し、常に時代の要求に即した研究開発を行い、「薬品と装置」の総合技術によって、めっき工程全般を考慮したお客様の立場に立った提案を続けることで、独自の地位を築いてまいりました。平成15年9月には、株式会社荏原製作所と米国エンソン社との技術

提携契約および合弁契約をMBO方式により清算し経営的独立を実現いたしました。これによって世界市場へ自由に参入することが可能となり、以来積極的な海外展開を推し進めてきております。また、社会的責任を果たすためにも、積極的に情報開示を行い、株主の皆様やお客様、従業員、お取引先様、地域社会等ステークホルダーとの対話を重視してきております。

このようなことから当社は健全な経営により企業価値を向上させ、その価値を株主の皆様やステークホルダーに還元するとともに、人類の発展、社会の進歩に貢献することを基本姿勢としております。物事に対しては常に「情熱」をもってあたり、人に対しては「誠心誠意」を尽くす、すなわち「熱と誠」の精神で日々努力し、これまで長年にわたり築き上げてきた幅広いノウハウ、豊かな経験および信頼、それに基づくステークホルダーとの良好かつ円滑な関係の維持ならびに有能な人材や高い技術力に支えられた最先端のめっき薬品と装置をもって「先端のものづくり」に貢献してまいります。このことこそが当社の企業価値の源泉であると考えます。

② 中期経営計画

当社では、経営環境が変化する中、常に市場ニーズを先取りし、技術開発や市場開拓によって持続的な成長を維持するため、中期経営計画を策定しております。中期経営計画策定の骨子は、次のとおりです。

- イ. 世界の動向から見て、自動車業界とエレクトロニクス業界を成長分野と位置づけ、新規開発商品の市場投入および顧客への営業の世界展開により市場シェアの拡大を図る。
- ロ. 海外における市場シェア向上のため、海外子会社の拡充により販売ネットワークの充実と海外営業の強化を図る。
- ハ. 市場ニーズを把握し次世代技術の動向を見極めるため、マーケティング部門を強化し、技術開発の効率化と迅速化および一層の営業サービスの強化を図る。
- ニ. 従来湿式（ウェット）表面処理技術に加え、乾式（ドライ）表面処理との融合により、一層高密度化、高付加価値化する市場ニーズに対応する。

これらの推進によって、経営資源の効率化や利益の最大化に取り組み、企業価値の持続的向上を図ってまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

当社では、法令その他の規範の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会情勢および経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と経営の健全性の向上を図ることによって、企業価値を高めることを経営上の重要な課題としております。

その実現のために、株主の皆様、お客様、従業員、お取引先様、地域社会等、様々なステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、企業規模の拡大に伴い、企業統治に必要な諸機能を一層強化、改善、整備しながら、コーポレート・ガバナンスの強化充実と同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の観点から、リスクを未然に防止する社内体制システムを構築し、併せて適時に適切な情報開示を行い、経営の透明性を高めてまいりました。

当社の経営機関制度としましては、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況について監督を行う機関として取締役会、監査機関として監査役会があります。監査役会は社外監査役3名を含む4名の監査役で構成されており、業務執行についての適法性、妥当性の監査を行っております。さらに意思決定機関を強化するものとして経営会議を設置しております。加えて、執行役員制度を導入しており、業務執行の迅速化と柔軟な業務執行体制を構築しております。また、当社では、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化のため、平成27年6月26日開催の第55回定時株主総会におきまして社外取締役2名を選任いたしました。

なお、企業の社会的責任の重要性を認識し、その責任を果たすためにも、コンプライアンスに関する規範および倫理規範として「企業理念と企業行動基準」を定め、周知徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。また、内部通報制度についても体制を構築し運用しております。

当社は、引き続き上記諸施策の推進により、コーポレート・ガバナンスの強化充実を図りさらなる当社の企業価値、株主共同の利益の確保・向上に繋げてまいります。

以上当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・従業員一丸となって取り組んでおり、これらの取り組みは、会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成26年4月25日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を決議・導入し、平成26年6月27日開催の第54回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しております。

その概要は以下のとおりです。

① 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を

20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

② 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

また対抗措置をとる場合、その判断について株主総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認させていただく場合がございます。

④ 対抗措置の合理性および公正性を担保するための制度および手続き

対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会を設置することとしております。

⑤ 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、平成29年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとなっており、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含む）については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

(4) 上記取り組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業

価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

③ 株主意思を反映するものであること

本プランは、平成26年6月27日開催の第54回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続しており、株主の皆様が意思が反映されております。

また、継続後、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

⑤ デッドハンド型買収防衛策およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年と定めているため、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施するとともに、業績の状況に応じて配当性向等を勘案して配当政策を実施することを基本方針としております。内部留保金につきましては、今後の事業活動ならびに経営基盤の強化に有効投資することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

また、会社法第459条第1項の規定に基づき、定款において取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定めております。

この基本方針に基づき、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、平成28年5月27日開催の取締役会決議により、1株当たり期末配当金は60円とし、すでに実施済みの中間配当金60円と合わせ、年間1株当たり120円とさせていただきます。また、別途積立金に2,000,000,000円を積み立てさせていただきました。

(注) この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,872,524	流 動 負 債	4,626,692
現金及び預金	7,543,845	支払手形及び買掛金	1,357,696
受取手形及び売掛金	5,814,147	電子記録債務	623,851
商品及び製品	997,214	短期借入金	114,596
仕掛品	199,595	一年内返済予定長期借入金	468,963
原材料及び貯蔵品	363,302	リース債務	21,051
繰延税金資産	422,705	未払法人税等	592,728
その他	753,976	賞与引当金	312,853
貸倒引当金	△222,263	工事損失引当金	13,962
固 定 資 産	6,335,682	前受金	153,401
有 形 固 定 資 産	4,088,681	繰延税金負債	22,978
建物及び構築物	2,087,484	その他	944,609
機械装置及び運搬具	679,019	固 定 負 債	1,877,008
工具器具備品	455,785	長期借入金	541,731
土地	522,824	リース債務	144,413
リース資産	128,726	退職給付に係る負債	897,539
建設仮勘定	214,841	資産除去債	211,109
無 形 固 定 資 産	90,042	その他	82,214
のれん	13,631	負 債 合 計	6,503,700
その他	76,410	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	2,156,959	株 主 資 本	14,454,442
投資有価証券	1,635,542	資 本 金	1,176,255
繰延税金資産	123,049	資 本 剰 余 金	1,129,933
その他	398,367	利 益 剰 余 金	12,148,967
貸倒引当金	△0	自 己 株 式	△714
資 産 合 計	22,208,207	その他の包括利益累計額	1,170,800
		その他有価証券評価差額金	147,448
		為替換算調整勘定	1,023,352
		非支配株主持分	79,263
		純 資 産 合 計	15,704,507
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	22,208,207

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	19,818,840
売 上 原 価	7,712,608
売 上 総 利 益	12,106,231
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,199,655
営 業 利 益	4,906,575
営 業 外 収 益	114,218
受 取 利 息 及 び 配 当 金	54,882
助 成 金 収 入	18,451
受 取 保 険 金	12,313
受 取 家 賃 他	21,364
そ の 他	7,208
営 業 外 費 用	94,412
支 払 利 息	22,024
為 替 差 損	58,527
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	143
そ の 他	13,716
経 常 利 益	4,926,381
特 別 利 益	4,223
特 別 損 失	22,328
特 別 損 失	378
特 別 損 失	3,863
社 葬 関 連 費 用	18,086
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	4,908,275
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,511,194
法 人 税 等 調 整 額	△24,112
当 期 純 利 益	3,421,193
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	10,348
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	3,410,844

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年4月1日 残高	1,176,255	1,128,904	9,514,099	△714	11,818,545
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△775,976		△775,976
親会社株主に帰属する当期純利益			3,410,844		3,410,844
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1,029			1,029
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	1,029	2,634,867	—	2,635,897
平成28年3月31日 残高	1,176,255	1,129,933	12,148,967	△714	14,454,442

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成27年4月1日 残高	283,080	1,443,739	1,726,819	87,692	13,633,057
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△775,976
親会社株主に帰属する当期純利益					3,410,844
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					1,029
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△135,632	△420,386	△556,019	△8,429	△564,448
連結会計年度中の変動額合計	△135,632	△420,386	△556,019	△8,429	2,071,449
平成28年3月31日 残高	147,448	1,023,352	1,170,800	79,263	15,704,507

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流 動 資 産		9,506,184	流 動 負 債		3,219,487
現金及び預金		3,272,241	支払手形		93,261
受取掛手形		976,089	電子記録債権		623,851
売掛金		2,236,041	買掛金		985,511
商品及び製品		248,244	一年内返済予定長期借入金		451,488
仕掛金		197,652	リース債権		9,549
原材料及び貯蔵品		239,614	未払金		271,785
前払費用		444,499	未払費用		87,923
繰延税金資産		46,395	未払法人税等		247,119
未収入金		151,331	前受金		91,043
その他当座預金		1,654,042	預り金		31,137
固定資産		41,993	賞与引当金		312,853
有形固定資産		△1,962	工事損失引当金		13,962
建物		7,282,256	固定負債		1,781,622
構築物		2,740,503	長期借入金		506,781
機械装置		1,449,627	リース債権		128,007
運搬器具		21,833	退職給付引当金		869,590
備品		472,217	資産除去債		195,029
土地		193	長期未払金		82,214
建物		165,758	負債合計		5,001,110
建設仮勘定		522,824	純資産の部		
無形固定資産		100,818	株主資本		11,639,882
特許権		7,230	資本金		1,176,255
商標		61,356	資本剰余金		1,128,904
ソフトウェア		10,005	資本準備金		1,128,904
その他の資産		1,135	利益剰余金		9,335,436
投資有価証券		50,215	利益準備金		50,000
投資関係会社株式		4,480,396	その他利益剰余金		9,285,436
出資会社出資金		1,339,308	投資損失準備金		5,638
従業員に対する長期貸付金		1,915,565	特別償却準備金		198,675
関係会社長期貸付金		1,200	圧縮積立金		312,622
長期前払費用		835,132	別途積立金		5,500,000
繰延税金資産		1,235	繰越利益剰余金		3,268,499
差入敷金・保証金		31,553	自己株式		△714
その他当座預金		14,642	評価・換算差額等		147,448
繰延税金資産		112,410	その他有価証券評価差額金		147,448
未収入金		177,530	純資産合計		11,787,330
その他当座預金		51,830	負債・純資産合計		16,788,440
繰延税金資産		△13			
資 産 合 計		16,788,440			

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,562,595
売上原価	5,602,502
売上総利益	5,960,092
販売費及び一般管理費	4,730,787
営業利益	1,229,304
営業外収益	1,650,476
受取利息及び配当金 その他	1,635,277
15,198	
営業外費用	55,655
支払払替利息 為替差損	13,550
30,006	
支払払替補償 その他	6,411
5,686	
経常利益	2,824,125
特別利益	1,541
固定資産売却益	1,541
特別損失	76,409
固定資産除却損	102
関係会社株式評価損	56,611
関係会社清算損	1,608
社葬関連連費	18,086
税引前当期純利益	2,749,258
法人税、住民税及び事業税	618,982
法人税等調整額	△47,726
当期純利益	2,178,001

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
				投資損失準備金	特別償却準備金	圧縮積立金
平成27年4月1日残高	1,176,255	1,128,904	50,000	—	230,487	314,692
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
投資損失準備金の積立				5,638		
特別償却準備金の取崩					△36,500	
税率変更に伴う特別償却準備金の変動額					4,689	
圧縮積立金の取崩						△9,751
税率変更に伴う圧縮積立金の変動額						7,681
別途積立金の積立						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	5,638	△31,811	△2,069
平成28年3月31日残高	1,176,255	1,128,904	50,000	5,638	198,675	312,622

	株 主 資 本					評価・換算差額等	純 資 産 計
	利 益 剰 余 金			自己株式	株 主 資 本 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金合計				
	別途積立金	繰越利益剰余金					
平成27年4月1日残高	3,500,000	3,838,231	7,933,411	△714	10,237,856	283,080	10,520,937
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△775,976	△775,976		△775,976		△775,976
当期純利益		2,178,001	2,178,001		2,178,001		2,178,001
投資損失準備金の積立		△5,638	—		—		—
特別償却準備金の取崩		36,500	—		—		—
税率変更に伴う特別償却準備金の変動額		△4,689	—		—		—
圧縮積立金の取崩		9,751	—		—		—
税率変更に伴う圧縮積立金の変動額		△7,681	—		—		—
別途積立金の積立	2,000,000	△2,000,000	—		—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			—		—	△135,632	△135,632
事業年度中の変動額合計	2,000,000	△569,731	1,402,025	—	1,402,025	△135,632	1,266,392
平成28年3月31日残高	5,500,000	3,268,499	9,335,436	△714	11,639,882	147,448	11,787,330

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社 J C U
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野 淳史	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中 清人	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 J C U の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J C U 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社 J C U
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野 淳 史	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中 清 人	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 J C U の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、各監査役から監査役会で策定した監査計画に則った監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所並びに主要な子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月27日

株式会社JCU 監査役会

常勤監査役 大野 寛 二 ㊟

社外監査役 伴 峰 夫 ㊟

社外監査役 高井 治 ㊟

社外監査役 市川 充 ㊟

以上

株主総会会場 ご案内図

開催場所

TIXTOWER UENO 16階

〒110-0015

東京都台東区東上野四丁目8番1号

電話番号 03-6895-7001(代表) FAX番号 03-6895-7021(代表)

会場までのアクセス



交通

JR 各線 上野駅 入谷口 徒歩約2分

東京メトロ 銀座線 日比谷線 上野駅 1番出口 徒歩約3分

※駐車場・駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



1階にコンビニエンスストアが併設しております。



株式会社 JCU

